

受診勧奨（重症化予防）の協働実施 ～コラボヘルス・ワン～について

1. コラボヘルス・ワン実施事業所の募集について・・・2ページ

2. 「愛・健康サポート」事業における受診勧奨（重症化予防）とは・・・3ページ

3. 現行の受診勧奨（重症化予防）の仕組み・・・4～6ページ

～当組合が以前より単独で実施している受診勧奨～

*協働実施に参加されない場合は、引き続きこの仕組みにより、当組合が単独で対象者に対して、受診勧奨を行います。

4. 現行の受診勧奨（重症化予防）の問題と対策・・・7ページ

5. 受診勧奨（重症化予防）協働実施
（コラボヘルス・ワン）の仕組み・・・8～13ページ

～当組合と事業所が協働で実施する受診勧奨～

*協働実施に参加される場合は、健診後の医療機関受診状況を利用することができ、従業員の方々の受診勧奨に役立てることができます。また、対象者の連絡先等の把握や面談の日程調整にご協力をいただくことで、当組合は対象者に対して有効的な受診勧奨を行うことができます。

6. 当組合における受診勧奨対象者について・・・14ページ

7. 受診勧奨（重症化予防）協働実施についての Q&A・・・15～18ページ

（お問い合わせ先）

〒453-0804

愛知県名古屋市中村区黄金通1-18

愛鉄連健康保険組合 健康管理課

TEL052-461-6131



1.受診勧奨（重症化予防）協働実施事業所の募集について

【募集要項】

対 象：事業の目的に賛同し、被保険者（従業員）の健康管理のために協働で受診勧奨（重症化予防）を実施していただける事業所

事業内容：巡回事業所健診後、医療機関への受診が必要と判定された方、及び、治療中であっても当組合の基準に該当する方に対し、重症化予防のための早期の受診・治療の勧奨、生活習慣の改善指導等を当組合と協働して行う。

募集方法：「受診勧奨（重症化予防）協働実施事業参加申出書」を当組合まで郵送してください。

募集期限：当該年度の巡回事業所健診実施前まで

*当事業については個人情報の利用目的等を公表する観点から、当該年度の巡回事業所健診実施前までに「協働実施事業参加申出書」を当組合までご郵送ください。

【協働実施の目的】

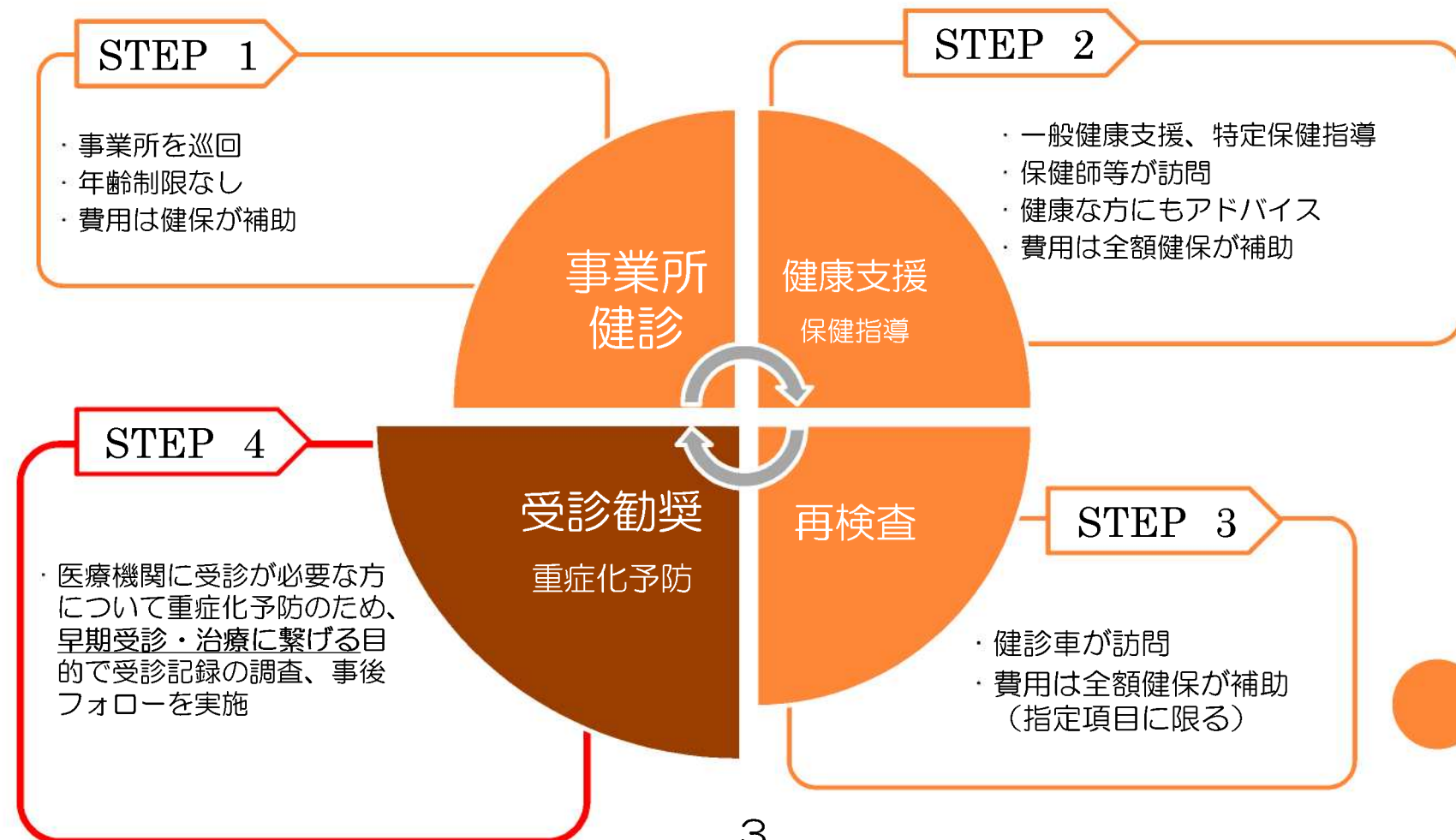
巡回事業所健診の結果が、「要医療」または「要精密検査」で医療機関への受診が必要と判定された方、及び、治療中であっても当組合の基準に該当する被保険者の内、受診されていない方※について、早期に医師の管理下（定期受診）に置くことにより、重症化（脳卒中等の発生やがんの発生）を防ぐことを目的としています。当組合と事業所が協働で実施することにより、事業所においては当組合が提供する医療機関受診状況を利用することができ、また、当組合では対象者の連絡先の把握や面談の日程調整がしやすくなることで、対象者に対するアプローチの手段が増えるなど、相乗効果を期待することができます。当組合と事業所が協力し合うことで、受診につなげる割合を高めたいと考えています。

※治療中で当組合の基準に該当する被保険者の内、受診されている方に対しても、重症化予防を目的とした健康支援を実施しています。

2. 『愛・健康サポート』事業 における 「受診勧奨（重症化予防）」とは・・・

『愛・健康サポート』事業とは、下記の図のように巡回事業所健診の結果を活用し、生活習慣の改善や、医療機関に受診が必要な方への受診勧奨を行うなど、健診後のフォローを行う仕組みです。中でも「受診勧奨（重症化予防）」に特に力を入れ、将来の健康のため、【要医療】または【要精密】と判定された方について受診を促し、健康管理をサポートしています。

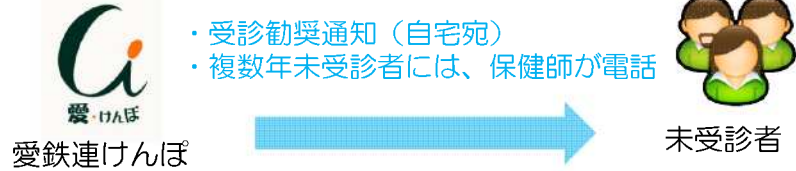
また、治療中の方であっても当組合の基準（P14参照）に該当する方の内、受診されていない方についてもサポートします。



3. 現行の受診勧奨（重症化予防）の仕組み

～当組合が以前より単独で実施している受診勧奨～

*協働実施に参加されない場合は、引き続きこの仕組みで当組合が単独で対象者に対して、受診勧奨を行います。



※ この仕組みは、巡回事業所健診契約機関で受診された方が対象です。
 ※ レセプトとは、医療機関が当組合に医療費を請求する際の請求書で、それには診療内容や傷病名が記載されています。

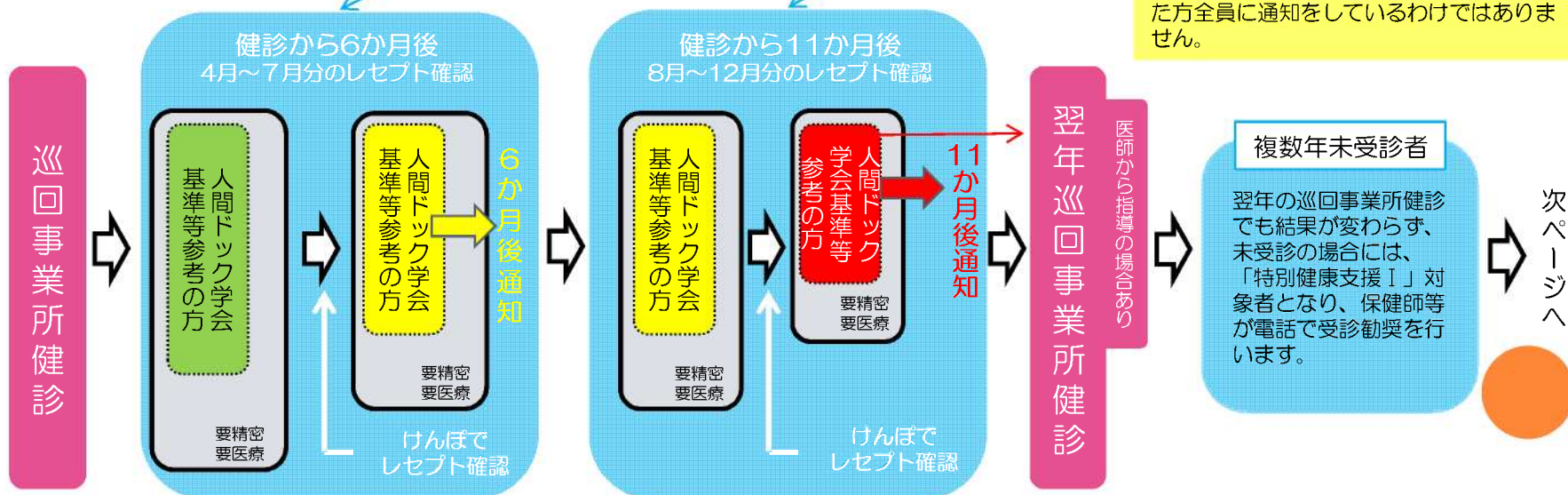
受診勧奨通知（自宅宛）

- ①「6か月後通知」の送付
 健診から6か月後に、健診機関から提出される健診結果データから、「要精密検査」または「要医療」及び「治療中」のうち、人間ドック学会基準等を参考に受診が必要な方を当組合で抽出。レセプト(*)で医療機関受診状況を確認し、受診をしていない方に通知（自宅宛）を行う。
- ②「11か月後通知」の送付
 健診から11か月後に、①で通知した方について、再度レセプトで受診状況を確認し、依然として受診をしていなければ、再度、通知（自宅宛）を行う。
 また、翌年の健診の診察時に医師から指導をする場合もある。

流れ例：n年度の4月に巡回事業所健診を実施する場合



(注意事項)
 受診勧奨通知は、人間ドック学会基準等を参考に抽出した方（当組合における受診勧奨対象者 14ページ）にのみ通知をしており、「要精密」または「要医療」となった方全員に通知をしているわけではありません。



＜特別健康支援Ⅰ＞--3.現行の受診勧奨（重症化予防）の仕組み

～複数年未受診者は、「特別健康支援Ⅰ」対象者となります～

複数年未受診者は、右の表の「特別健康支援Ⅰ」対象者となり、保健師等が電話で現在の健康状態を伺ったり、受診勧奨を行ったりします。

＜特別健康支援の種類＞

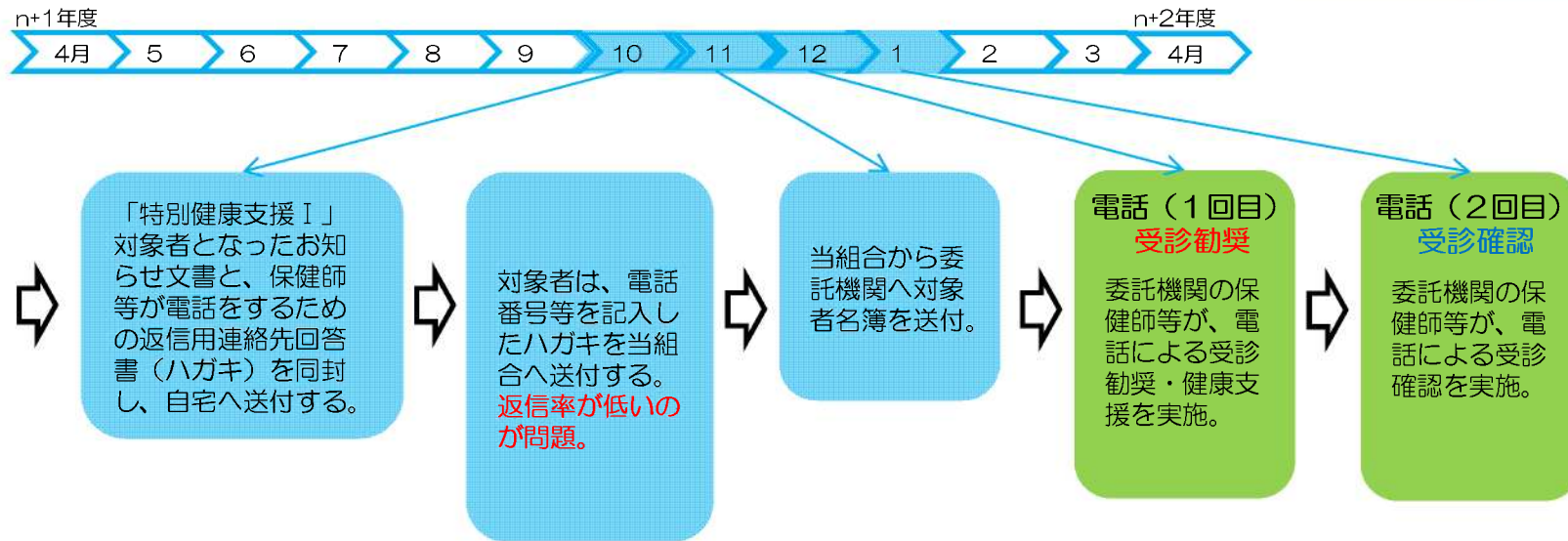
種類	支援	被保険者	内容
Ⅰ	電話（2回）	協働実施に参加していない事業所の被保険者	2年以上連続で、医療機関未受診の方は保健師等が電話による受診勧奨・健康支援を行う。受診勧奨を行ったあと、1か月後に再度受診確認のため、電話をする。

[特別健康支援Ⅰ]

流れ例：n+1年度の巡回事業所健診でも結果が変わらず、2年連続依然として未受診

愛鉄連けんぽ

委託機関



4. 現行の受診勧奨（重症化予防）の問題と対策

- ▶平成15年度から、当組合の単独実施で受診勧奨（重症化予防）を開始し、改良を重ねるも受診につながる割合が低い（約10%）
- ▶対象者に送付しているアンケート（未受診の理由や連絡先電話番号等を把握するためのもの）の返信率が約10%と低く、次のフォロー（電話や面談）につなぐりにくい
- ▶事業所で有所見者の把握をしていますが、受診の有無が不明で、本当に必要な方が受診したのかわからない

対策

平成25年度から、当組合と協働して受診勧奨（重症化予防）に取り組んでいただける事業所を募集し、参加された事業所のご協力をいただくことで問題を少しでも解決していきたいと考えています。

事業所から対象者に受診をするよう声をかけたり、当組合が対象者に効率よくアプローチするための連絡先の把握等にご協力いただくことにより、対象者は受診に対する意識が向上すると思われます。

ご協力をお願いします



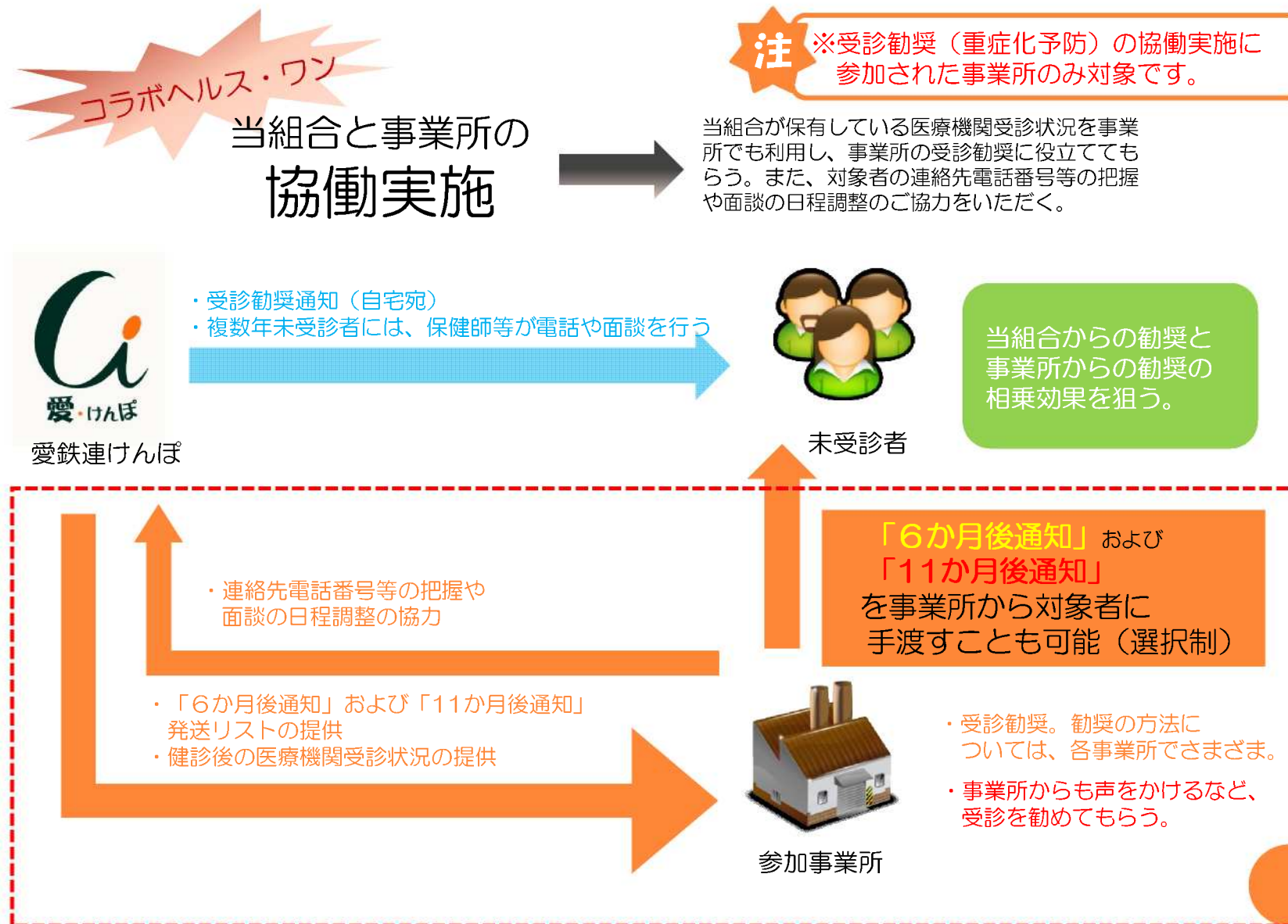
健保
組合



事業
所

受診が必要
な方の受診
率向上！

5.受診勧奨（重症化予防）協働実施（コラボヘルス・ワン）の仕組み

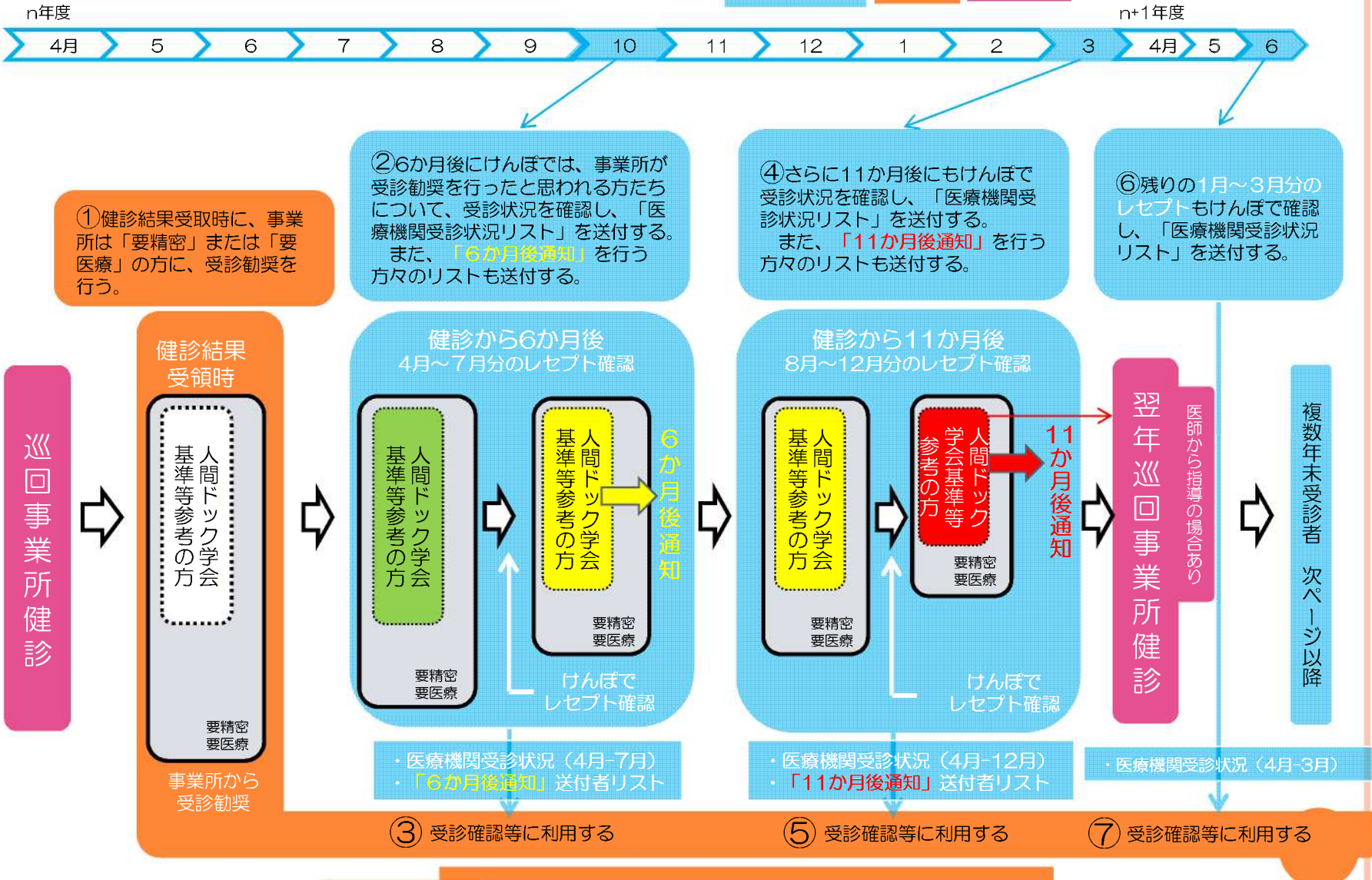


※ 赤点線枠内が協働実施参加事業所に新規に導入する仕組みです

〈流れ〉--5. 受診勧奨（重症化予防）協働実施（コラボヘルス・ワン）参加事業所の仕組み

流れ例：n年度の4月に巡回事業所健診を実施する場合

受鉄連けんぽ 事業所 健診機関



ポイント! 「6か月後通知」および「11か月後通知」を事業所から対象者に渡すことも可能（選択制）です。

＜特別健康支援Ⅱ＞--5. 受診勧奨（重症化予防）協働実施（コラボヘルス・ワン）参加事業所の仕組み

～複数年未受診の方は、「特別健康支援Ⅱ」対象者となります～

（コラボヘルス・ワンに参加している場合）

※参加していない場合は、「特別健康支援Ⅰ」対象者となります

＜特別健康支援の種類＞

2年連続で未受診の場合は、右の表の「特別健康支援Ⅱ」対象者となり、保健師等が電話で現在の健康状態を伺ったり、受診勧奨を行ったりします。

種類	支援	被保険者	内容
Ⅱ	電話（2回）	協働実施に <u>参加している</u> 事業所の被保険者	2年連続、医療機関未受診の方は保健師等が電話による受診勧奨・健康支援を行う。受診勧奨を行ったあと、1か月後に再度受診確認のため、電話をする。

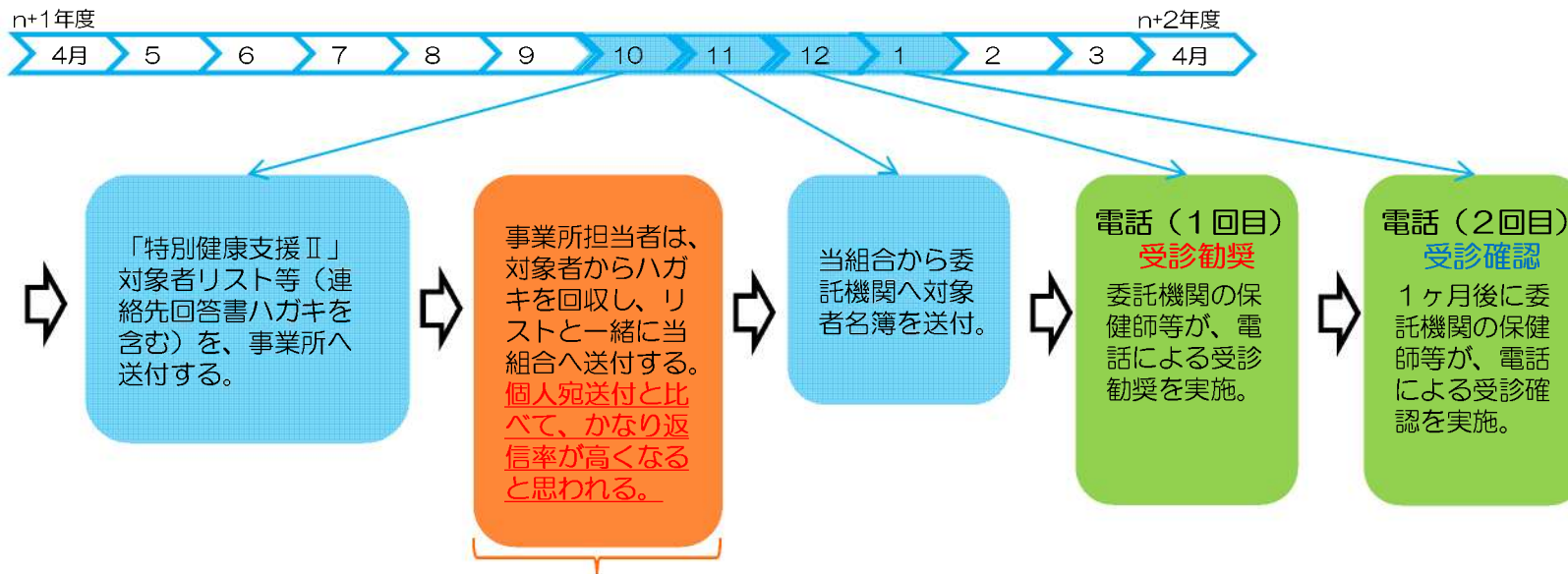
【特別健康支援Ⅱ】

流れ例：n+1年度の巡回事業所健診でも結果が変わらず、2年連続依然として未受診

愛鉄連けんぽ

事業所

委託機関



事業所のご協力をいただく部分

〈特別健康支援Ⅲ〉--5. 受診勧奨（重症化予防）協働実施（コラボヘルス・ワン）参加事業所の仕組み

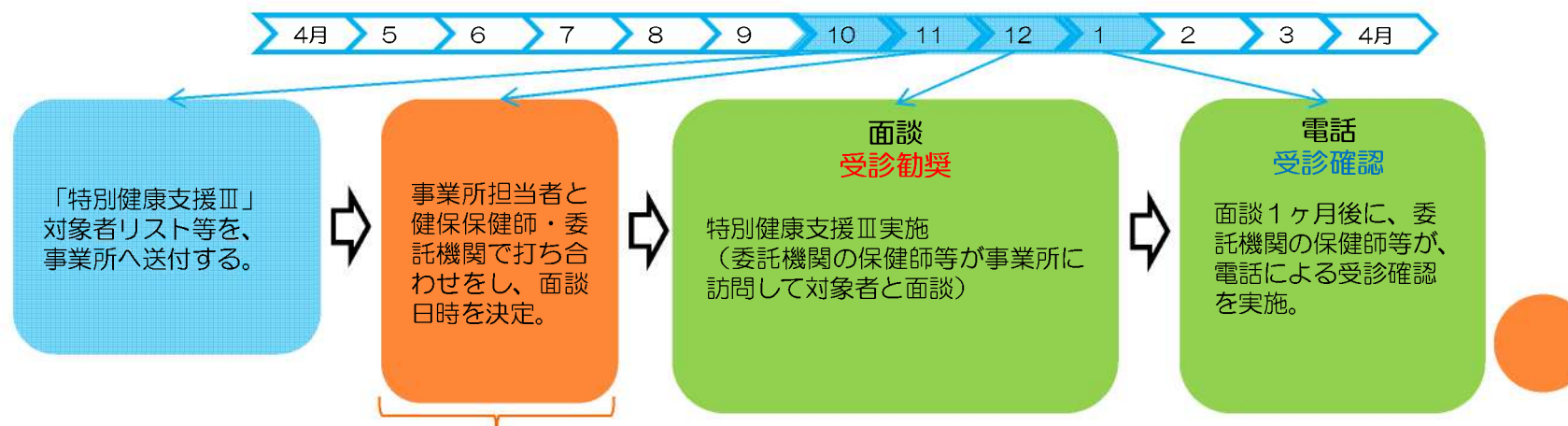
当組合基準に該当した方や治療中でも当組合基準に該当した方は、「特別健康支援Ⅲ」対象者となります。（例：動脈硬化性疾患を助長する高血圧・脂質異常症・糖尿病の重症者や、透析の原疾患である腎不全になる可能性が高い重症者）

〈特別健康支援の種類〉※平成26年4月健診分より、早期介入のため、3年以上連続して該当していなくても、特別健康支援Ⅲとなります。

種類	支援	被保険者	内容	当組合基準
Ⅲ	面談 (1回) 電話 (1回)	協働実施に 参加している 事業所の 被保険者	右の基準かつ ①未受診の方 または ②治療中でも、当組合で面談 が必要と判断した方	○血圧：収縮期血圧（最高血圧）180mmHg以上 ：拡張期血圧（最低血圧）110mmHg以上 ○脂質：LDL-C200mg/dL以上（女性は除く） ○糖：HbA1c（NGSP）7.4%以上 ○腎：血清クレアチニン（男性）1.3mg/dL以上、（女性）1.0mg/dL以上 ：尿蛋白 ①尿蛋白あり・eGFRなし→尿蛋白2+以上 ②尿蛋白なし・eGFRあり→eGFR30未満 ③尿蛋白あり・eGFRあり→尿蛋白(+)かつeGFR30未満 or 尿蛋白(±)かつeGFR30未満 or 尿蛋白(+)かつeGFR30未満 or 尿蛋白2+以上

[特別健康支援Ⅲ]

流れ例：当組合の基準に該当する方で、未受診または治療中



事業所のご協力をいただく部分 11

〈提供帳票1〉--5. 受診勧奨（重症化予防）協働実施（コラボヘルス・ワン）参加事業所の仕組み

1. 「医療機関受診状況」・・・巡回事業所健診を実施した月から1年間の受診状況を年3回にわけて提供します。

この帳票をご利用いただくことにより、健診後の医療機関受診状況を確認することができます。（9ページ③⑤⑦）

帳票名	送付時期	例：4月に巡回事業所健診実施の場合（n=4）
医療機関受診状況（n月～n+3月）	n+6か月後	「医療機関受診状況（4月～7月）」を10月に送付
医療機関受診状況（n月～n+8月）	n+11か月後	「医療機関受診状況（4月～12月）」を翌年3月に送付
医療機関受診状況（n月～n+11月）	n+14か月後	「医療機関受診状況（4月～翌3月）」を翌年6月に送付

～帳票イメージ～ *この帳票はイメージのため、実際の帳票とレイアウトや項目に相違がある場合があります。

<n=健康診断実施月>

受診勧奨該当者の医療機関受診状況（平成25年4月～平成26年3月） 愛鉄連工業 株式会社 平成26年6月

記号	番号	氏名	健診年月日	検査項目	医療機関受診有無	受診月	該当基準(注)	6か月後通知	11か月後通知	特別健康支援種類
1	998	愛鉄連 一郎	平成25年4月22日	LDL	あり	平成25年5月	人間ドック学会基準等該当者			
				便潜血	なし		健診機関基準該当者	送付	送付	
1	1050	健保 二郎	平成25年4月22日	貧血	なし		健診機関基準該当者			
1	1092	愛知 三郎	平成25年4月22日	血圧	なし		人間ドック学会基準等該当者			II
1	1150	名古屋 四朗	平成25年4月22日	血圧	なし		人間ドック学会基準等該当者			III

～注意事項～

1. 健診機関基準該当者とは、健診機関が「要精密検査」または「要医療」と判定をした方で、事業所では健診結果受取時にこの方に対して受診勧奨を行っていると思われる方々です。
2. 人間ドック学会基準等該当者とは、健診機関の判定で「要精密検査」または「要医療」と判定されている方のうち、当組合が人間ドック学会基準を参考にして、特に医療機関へ受診する必要があるとした方（当組合における受診勧奨対象者 14ページ）のことをいいます。
3. 医療機関受診状況（この帳票）は、医療機関からのレセプト（医療費の請求書）を確認して作成しているため、3か月程度のタイムラグが生じていますので、あらかじめご了承ください。また、医療機関からのレセプトの請求が遅れる場合もあるため、実際の受診状況とは相違する場合があります。

〈提供帳票2〉--5. 受診勧奨（重症化予防）協働実施（コラボヘルス・ワン）参加事業所の仕組み

2. 「6か月後通知」および「11か月後通知」送付者リスト・・・巡回事業所健診を実施した翌月から6か月後と11か月後に当組合が受診勧奨通知（6ページ）を送付した対象者の一覧です。

帳票名	送付時期	例：4月に巡回事業所健診実施の場合（n=4）
「6か月後通知」送付者リスト	n+6か月後	受診状況とあわせて10月に送付
「11か月後通知」送付者リスト	n+11か月後	受診状況とあわせて翌年3月に送付

～帳票イメージ～ *この帳票はイメージのため、実際の帳票とレイアウトや項目に相違がある場合があります。

「6か月後通知」送付者リスト 愛鉄連工業 株式会社

平成25年10月

記号	番号	氏名	健診年月日
1	998	愛鉄連 一郎	平成25年4月22日
1	1050	健保 二郎	平成25年4月22日
1	1092	愛知 三郎	平成25年4月22日
1	1150	名古屋 四朗	平成25年4月22日

「6か月後通知」および「11か月後通知」は、健保から送付するか、事業所から渡すか、どちらかの選択となっています。（「共同実施事業参加申出書」提出時に選択していただきます）

6.当組合における受診勧奨対象者について

当組合では、健診機関の判定（要精密検査または要医療）に加え、下記の条件（条件②は人間ドック学会基準の数値を使用）を参考として、受診勧奨対象者を抽出し、その方々を「当組合における受診勧奨対象者」としてまいります。そのため、健診結果受取時に事業所で行う受診勧奨対象者（健診機関基準）と相違する場合があります。

-けんぽの条件-



*1 条件②は、日本人間ドック学会の基準をもとに作成しています。

*2 条件③は、医療機関から当組合へ届く、医療費の請求書（レセプト：診療報酬明細書）に基づいています。

7.受診勧奨（重症化予防）協働実施（コラボヘルス・ワン）についての Q&A

Q1：受診勧奨（重症化予防）の目的は何ですか？

A1： 巡回事業所健診の結果が、「要精密検査」または「要医療」で医療機関への受診が必要と判定された被保険者、及び、治療中であっても当組合の基準に該当する被保険者の内、受診されていない方について、早期に医師の管理下（定期受診）に置くことにより、重症化を防ぐこと（脳卒中等の発生やがんの発生）を目的としています。当組合と事業所が協働で実施することにより、事業所においては当組合が提供する医療機関受診状況を利用することができ、また、当組合では対象者の連絡先の把握や面談の日程調整がしやすくなることで、対象者に対するアプローチの手段が増えるなど、相乗効果を期待することができます。当組合と事業所が協力し合うことで、受診につなげる割合を高めたいと考えています。

なお、「受診勧奨（重症化予防）協働実施」については、平成24年度の保健事業検討委員会（平成24年11月20日開催）を経て、組合会・理事会（平成25年2月15日開催）にて承認いただいております。

Q2：どのような健診を受診した方が対象ですか？

A2： 当組合の契約健診機関が実施する、巡回事業所健診を受診された方を対象としています。
（協働実施は、平成25年4月1日以降の健診を対象とします）

Q3：Q1で「当組合と事業所が協力し合う」とありますが、何をすればよいのでしょうか？
また、この事業には必ず参加しなければいけませんか？

A3： 労働安全衛生法において、事業所は労働者の健康を確保するために、健康診断や保健指導など適切な措置を講ずることを定めています。また、第11次労働災害防止計画において、増加傾向にある有所見率の改善が目標とされているところであります。当事業は、巡回事業所健診（契約健診機関に限る）の結果において、「要精密検査」または「要医療」の判定を受けた方、及び「治療中」の方の受診状況を当組合が確認し、事業所に医療機関受診状況を提供して、当組合と事業所が協働で協力しあい、受診勧奨を行う仕組みとなっております。当事業に参加される事業所におきましては、健診結果受取時に対象者に対し、医療機関へ受診をするための声かけを行っていただいた後、当組合が6か月後に送付する「医療機関受診状況」で受診したかどうかの確認を行っていただきます。また、事業所において、健診結果を活用した受診勧奨（重症化予防）の取り組みをされており、実効性が上がっている場合は当事業に参加する必要はありません。また、個別の事情によりこの事業に参加できない場合もあるかと存じます。そのため、受診勧奨（重症化予防）協働実施にあたっては、全事業所を対象に一斉に実施するのではなく、参加いただける事業所のみを対象に実施することといたします。参加されない事業所は、従来どおり、当組合単独実施で対象者に受診勧奨（重症化予防）を実施します。なお、協働実施について、詳しい説明やご相談を希望される場合、当組合の職員が事業所に訪問させていただきますので、健康管理課までご連絡ください。

Q4：健保組合が事業所に被保険者の個人情報（健診結果・受診の有無など）を提供することは、法的に問題ないのですか？

A4： 個人情報保護法第23条の規定で、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」ことになっています。しかし、同条4項の3号の規定（下記参照）に該当する場合、個人データの提供を受ける者（当事業に参加された事業所）は第三者に該当しないものとされています。ただし、第三者には該当しないものの、個人データを特定の者（当組合と参加事業所）との間で共同して利用するには、当事業の主旨や利用目的等を「あらかじめ、本人が容易に知り得る状態に置く」必要があります。容易に知り得る状態とは、公表が継続的に行われている状態をいい、具体的に当組合では、①ポスター ②当組合ホームページ ③愛・けんぽ（2013春号vol.16）④巡回事業所健診の個人結果配付時のチラシ配付により、継続的に公表していきます。継続的な公表となるように、必ずポスターの事業所内掲示にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

（個人情報保護法第23条4項の3号）
個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

Q5：参加の申し出をしたが取りやめることはできますか？
または申し出をしなかったが年度途中から申し出はできますか？

A5： 参加の申し出の取下げ、年度途中からの申し出、どちらも可能です。その場合は、当組合健康管理課までご連絡ください。ただし、年度途中からの申し出は、被保険者の方が健診を受ける前に個人データの協働利用について、利用目的等をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いていなければならないため、当年度の健診を実施する前までに「受診勧奨（重症化予防）における共同実施事業参加申出書」をご提出ください。

Q6：自社が協働実施に参加していることを従業員にどう伝えればいいですか？

A6： 協働実施に参加の申し出をされた事業所様には、「協働実施参加証」を発行しますので、事業所内に「愛鉄連健康保険組合の健診結果の取り扱いについて」（ポスター）と共に掲示して従業員（被保険者）の方への周知にご活用ください。

Q7：従業員からの苦情や問い合わせ、情報提供の利用停止を求められた場合はどうすればいいですか？

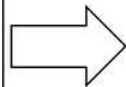
A7： いずれの場合も、当組合健康管理課までご連絡ください。

※「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」によると、個人情報保護法の規定に違反した場合（個人情報の利用目的の範囲を超えた場合や個人情報を不正に取得した場合）、その申し出に正当性があるときは、利用停止等を行わなければならないとされています。当事業は、被保険者の適切な受診と健康管理のために実施しておりますので、その他の理由で利用停止を求められた場合は、申し出に添えないことがありますので、ご了承ください。

Q8：受診勧奨（重症化予防）協働実施における「医療機関受診状況」の帳票は、いつ頃から提供されますか？

A8：医療機関受診状況は、平成25年4月1日以降に巡回事業所健診を実施した分から対象とするため、提供時期は早くても平成25年10月からとなります。

健診実施日が
平成25年4月20日の場合



【医療機関受診状況】の提供時期 年3回
平成25年10月下旬（平成25年4月から7月までの受診状況を確認）
平成26年3月下旬（平成25年8月から12月までの受診状況を確認）
平成26年6月下旬（平成26年1月から3月までの受診状況を確認）
*12ページもご参照ください。

Q9：受診勧奨通知（「6か月後通知」と「11か月通知」）を自社から本人へ手渡ししたいのですが、可能ですか？

A9：受診勧奨通知は、健保から送付するか、事業所から渡すか、どちらかの選択となっています。（「共同実施事業参加申出書」提出時に選択していただきます）

なお、事業所から渡すことを選択した場合は、受診勧奨通知を個別に封筒へ封入し、送付者リストとあわせて、事業所へ送付いたします。

Q10：「協働実施事業参加申出書」は、毎年度、提出しなければなりませんか？

A10：いいえ、その必要はなく、一度ご提出いただくだけでとなっています。ただし、途中で参加を取りやめる場合は、当組合健康管理課までご連絡ください。

Q11：医療機関の受診状況の確認は、どのように行っていますか？

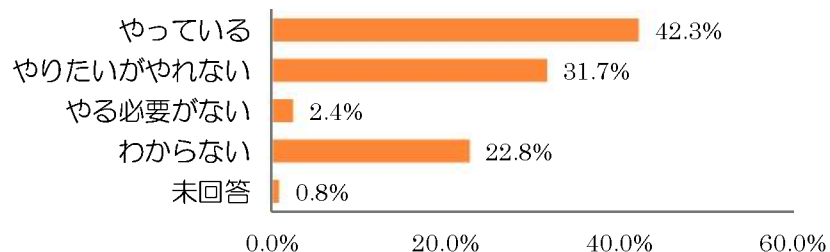
A11：医療機関からのレセプト（医療費の請求書）には、受診者の傷病名や診療行為等の情報が含まれています。受診勧奨対象者のレセプト（画像）を毎月職員が目視で受診確認の作業をしています。たとえば、健診で肝機能検査の結果が「要医療」となっている方については、とにかく健診後にレセプトがあればよいというわけではなく、レセプトの診療行為等の内容まで確認をしています。レセプトで肝機能検査を実施していることがわかれば、「受診あり」とし、検査を実施していれば「受診なし」としています。

Q12：自社で行っている独自の勧奨とのすり合わせはどうすればいいですか？

A12：当組合から、医療機関の受診状況をお知らせするのは、健診実施から概ね半年後になります。健診結果がお手元に届いてから、早めの勧奨をしていただくことは、被保険者の方にも受け止められやすいと考えられます。そのため、現行のとおり実施していただき、当組合からの情報で受診の確認にご利用いただく等、各事業所様の事情に合わせてご利用ください。

Q13：他の事業所での受診勧奨の取り組み状況について教えてください。

A13：事業所独自で重症化予防（受診勧奨）のような取り組みをしているかについて、保健事業に関するアンケート結果では、下記のとおりとなっています。（123票） また、当組合と事業所で協働実施を行うことについては、77.2%の事業所が「とても良いと思う」または「良いと思う」と回答しており、受診勧奨に対する意識が高いことがうかがえます。



その他ご質問等ありましたら、愛鉄連健康保険組合 健康管理課までお電話ください。

愛鉄連健康保険組合
健康管理課
TEL：052-461-6131
FAX：052-461-6135